

【記載例】

様式第1号（第2条、第3条、第4条関係）

道路占用

許可申請
協議書

新 更 変 忠岡町指令 第 号
規 新 更 年 月 日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

忠岡町長様

住所 忠岡町忠岡東1丁目〇〇番〇号

氏名 株式会社 忠岡占用
代表取締役 忠岡 太郎

印

担当者 忠岡水道係 忠岡二郎
TEL 0725 (22) 0000

- ・該当する項目に○を付けて下さい
- ・提出日を記入して下さい
- ・占用料が発生する場合は、ここに記載された方が「納入者」になります
- ・占用者以外の方が申請者となる場合は、占用者の委任状を添付して下さい
- ・印鑑が必要です
- ・申請を行う、担当者の名前と電話番号を記入して下さい

道路法 第32条の規定により 許可を申請
第35条 協議 します。

- ・該当する項目に○を付けて下さい
- 記入例(占用物件を設置する理由を簡潔に)
・給水管の布設 ・給水管の撤去及び布設
・汚水管の布設 ・雨水管の布設
・仮設足場の設置
・〇〇〇に係る舗装復旧
・〇〇〇に係る交通規制の告知(看板設置)
・〇〇〇に係る道路上での街頭啓発

占用の目的	汚水管の敷設		
占用の場所	路線名	忠岡〇〇号線 車道・歩道・その他	
	場所	忠岡町 〇〇 〇丁目〇〇番〇〇号 地先	
占用物件	名称	規模	数量
	汚水管 人孔	VU φ200 1号人孔 φ900	L = 1.0 m 1基
占用の期間	平成 年 月 日から	占用物件 の構造	硬質塩化ビニール管 コンクリート二次製品
	平成 年 月 日まで		
工事の時期	平成 年 月 日から	工事実施 の方法	車両片側交互通行
	許可後 平成 年 月 日まで		
道路の 復旧方法	現状復旧	添付書類	位置図・現況図・計画図 構造図・交通安全対策図
備考			

- ・欄に記入できない場合は「別紙」と記入して、申請書にリストを添付して下さい
- ・占用物件が何の材質で出来ているか
・欄に記入できない場合は「別紙」
- ・車両片側交互通行、通行止め、等を記入
・工事が伴わない場合「工事なし」と記入
- ・申請の内容により審査に必要な書類を添付して下さい。また、警察許可を受けた安全対策図を提出して下さい。
- ・占用の期間及び工事の期間は空欄として下さい（許可時に記入していただきます）
・工事の期間は、原則 30 日ごとにとりたく様をお願いします。30 日を超える工事等については、事前に協議をしていただいた上、工程表を添付して下さい。
・道路使用許可の期間と整合が必要です、工事期間が長い場合は、泉大津警察署と事前に協議して置いて下さい。

- 「許可申請協議書」、「第32条、第35条」、及び「許可を申請協議書」については、該当するものを○で囲むこと。
- 新 更 変 規 新 更 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書または回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

経 由

- ・下水道施設の占用は下水道課の窓口で経由印をもらって下さい（水道は不要）

申請の受付から警察協議を含め許可に至るまで約2週間かかりますので、期間に余裕をもって申請して下さい

【申請の流れ】

- 建設課に占用許可申請書を2部、道路使用許可申請書(警察許可)を2部、提出して下さい
- ↓
- 約1週間後に警察への協議書を発行しますので、建設課窓口で受け取り、道路使用許可申請書と一緒に泉大津警察署に提出
- ↓
- 泉大津警察署で協議についての回答を受け取り、建設課窓口へ提出して下さい、その場で許可書を発行します
- ↓
- 許可後に占用行為(工事)を行う事が出来ます
- ↓
- 占用行為(工事)が完了したら、すみやかに完了届を提出して下さい（許可書の写しと各工程の写真を添付して下さい）

道路占用許可申請について

1. 道路占用許可について

道路の地上又は地下に工作物、物件又は施設を設け占有使用するときは、道路管理者の許可が必要です。設置できる場所や規格などには基準がありまので、申請をする場合は事前にご相談ください。

道路法 第32条（道路の占有の許可）に規定する工作物、物件又は施設

- | | |
|--|---|
| 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物 | 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設 |
| 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件 | 六 露店、商品置場その他これらに類する施設 |
| 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設 | 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの |
| 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設 | |

2. 道路占用料

占有物件の種類		単位	占用料		備考
電柱、支柱、支線柱及び支線		1本	1年		
電話柱（電柱を除く。）、支柱、支線柱及び支線		1本	1年		680円
公衆電話所		1個	1年		1,710円
電線	電柱等に添架のもの	1m	1年		100円
	その他のもの	1m	1年		320円
電らん	管路	1m	1年	1孔	190円
				1孔増すごとに	50円
地下埋設物	人孔	1㎡	1年		760円
	外径20cm未満	1m			250円
	外径20cm以上40cm未満	1m			380円
	外径40cm以上100cm未満	1m			610円
	外径100cm以上	1m			1,200円
地下構造物		1㎡	1年		1,560円
地上工作物		1㎡	1年		750円
広告物		1㎡	1年		1,180円
標識類（標柱）		1本	1年		1,560円
仮設物		1㎡	1月		460円
簡易携帯電話システム無線局		1基	1年		850円

①占有期間6カ月未満のものは、半額とする。
 ②占有単位1平方メートル未満のものは、1㎡とし、1m未満のものは、1mとする。
 ③占有料の計算においてその額が100円未満のとき、又は100円未満の端数が生じたときは、100円とする。

【補足事項】

1.道路上の水管、下水道管、ガス管、その他これらに類する「ライフライン」から敷地へ引き込まれるものについては占有料は免除されます。

2.占有期間は申請時に確認して下さい

3. 道路占有の許可条件について

道路法第87条に基づき、道路構造の保全と交通の危険を防止し円滑な交通を確保するため、許可条件を付します。許可条件は一般条件と特記条件から成り、占有物件ごとに復旧方法や断面構造を記載した条件書類をお渡しします。

4. 占有工事写真について

- ①工事写真（電子工事アルバム可）は4つ切りサイズとし、表紙には占有者名と施工業者名を記載して下さい。
- ②写真と計画図に、撮影箇所番号を記載し、着手前、完成、各工程順に整理して下さい。
- ③撮影は小黒板を添え、全景と詳細写真を撮影して下さい。
- ④掘削を伴う工事は、舗装カッター切り、掘削、占有物施工、埋め戻し、路床（転圧、路面までの距離）、路盤（転圧、路面までの距離）、舗装（プライムコート、タックコート、アスファルトの温度及び敷き均し、転圧）、その他

5. その他補足事項

- ①年末の申請受付は原則12月15日迄とします。また忠岡だんじり祭りの際も占有工事を制限する場合があります。
- ②地下埋設工事について、道路舗装完了後原則として3年間は当該個所の掘り返しを抑制しています。
- ③占有行為（工事）内容に変更が生じた場合、変更許可が必要となる場合がありますので、事前に連絡して下さい。
- ④占有期間に変更が生じた場合は変更許可が必要となります、当初の占有期間内に変更許可を受けて下さい。
- ⑤占有工事を行う場合は、あらかじめ近隣住民に当該占有工事の概要を説明して下さい。